

第 号  
令和 年 月 日

文化庁長官 様

住 所  
氏 名

## 史跡日根荘遺跡における滅失・き損等（内容）届出書

標記のことについて、文化財保護法第 120 条及び 172 条第 5 項（該当条項以外は削除 所有者は 120 条、国所有文化財を市町村が管理指定している場合は 172 条）で準用する法第 33 条の規定により、下記のとおり届出いたします。

### 記

- 1 史跡名勝天然記念物（特別史跡名勝天然記念物を含む。以下同じ。）の種別及び名称

史跡 日根荘遺跡（ ）

- 2 指定年月日

平成 10 年 12 月 8 日指定  
（平成 17 年 7 月 14 日追加指定）  
（平成 25 年 10 月 17 日追加指定）

- 3 所 在 地

大阪府泉佐野市大木 116 番他 32 筆  
大阪府泉佐野市日根野 360 番の 1 他 36 筆  
大阪府泉佐野市土丸 1847 番地から同日根野 2061-1 番地に至る  
水路敷き  
大阪府泉佐野市土丸 971 番 2 外 66 筆等

- 4 所有者の氏名（名称）及び住所

5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

6 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

7 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

8 滅失、き損、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時及び場所

日時 令和 年 月 日 時

9 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況

10 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及びその程度

11 滅失、き損等の事実を知った日

令和 年 月 日

12 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

**【添付書類】**

- ・滅失・き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面